

【資料2】

助成金
出します

パブリックサービス市民貢献事業

新制度
スタート

逗子市空き家バンクを活性化

空き家を地域にひらく活動を 応援します

提供者に最大20万円
活用者に最大30万円



(株)パブリックサービスの市民貢献事業として、空き家の提供者及び物件を使ってまちの活性化と地域活動の支援を行う市民団体、事業者等に助成金を交付します。

★条件 空き家バンクへの登録 ほか

★実施期間 令和2年4月1日より令和3年3月31日

(詳しくは裏面参照)

※予算が無くなり次第、終了いたしますのでご了承ください。

お問合せ

空き家バンク: 逗子市まちづくり景観課

TEL046-872-8124

助成制度: (株)パブリックサービス

TEL046-873-3500

(担当: 松下)

ホームページ
QRコード



(株)パブリックサービスの 市民貢献事業のご案内

(期間限定:令和2年4月1日~令和3年3月31日)

空き家バンク登録支援助成

空き家の利活用を促進するため、「逗子市空き家バンク」に登録した物件所有者に支援金を交付します。

(残置物の整理や庭木の手入れ、権利関係の整理費用等)

対象

市内にある空き家所有者
(空き宅地は対象外)

金額

・一般物件:20万円
・小規模物件:10万円
(敷地面積70㎡以下もしくは延べ床面積60㎡以下)

要件

以下のすべての要件を満たす空き家を保有又は管理している個人

- ①活用する物件を逗子市空き家バンクに新規登録すること。(予算の範囲内で先着順受付)
- ②1年以上空き家であったもので明確に売却・賃貸の意思があること。
- ③物件を賃貸借契約する場合は、最短でも2年間は貸し出すこと。
- ④登録・活用までの過程について、市の広報活動に協力すること。
- ⑤市税等を滞納していないこと。
- ⑥その他別に定める支援基準に適合していること。

※既存の賃貸業務用不動産や売買物件として不動産会社等に登録している不動産、別荘等の一時利用は対象外です。

その他

- ・利用希望者との不動産契約等の成否を問わず支援金を交付します。
- ・趣旨に添わない申請についてはお断りする場合があります。

空き家活用支援助成

空き家を活用し、まちの活性化や地域活動の支援を行う市民団体、
起業を行う事業者等に支援金を交付します。

・起業、市民活動:最大30万円

・その他:最大20万円

(いずれも要した費用の1/2以内)

対象

市内で活動・事業を行おう
とする市民団体又は事業者等
(個人の居住用住宅としての利用は対象外)

金額

要件

団体・事業者の要件(すべて)

- ①利用希望者として逗子市空き家バンクに登録されていること。
- ②市内移転の場合は、移転前の施設が空き施設とならないこと。
- ③その他別に定める支援基準に適合していること。

対象となる活用目的(いずれか)

- ①地域コミュニティの課題解決に貢献する活動を行う非営利団体による活用
- ②逗子市で新たに起業しようとする者による活用
- ③既に事業を行っている法人、個人事業主による事業所、店舗等としての活用

その他

- ・活用目的に沿った内外装の改・補修費、什器備品代等に使えます。
- ・趣旨に添わない申請についてはお断りする場合があります。

上記内容は制度の概要です。詳しくは規約をご覧ください。